

米軍基地関係特別委員会記録  
＜第3号＞

平成26年第6回沖縄県議会（12月定例会）

平成26年12月19日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

## 米軍基地関係特別委員会記録<第3号>

---

### 開会の日時

年月日 平成26年12月19日 金曜日  
開 会 午前10時3分  
散 会 午後0時18分

---

### 場 所

第4委員会室

---

### 議 題

- 1 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立  
(県民の民意を尊重し、辺野古新基地建設断念を求める意見書及び同決議)  
(追加議題)
- 2 陳情平成24年第128号、同第129号の2、同第136号、同第168号、同第169号、同第171号の2、同第172号、同第173号、同第204号、陳情平成25年第20号、同第24号、同第25号の2、同第26号、同第27号、同第58号、同第62号、同第70号、同第75号、同第76号、同第77号の2、同第78号、同第80号、同第81号、同第110号、同第124号、同第127号、同第128号、同第144号、同第150号、同第151号、陳情第4号、第13号、第16号、第20号、第21号、第22号、第35号、第48号、第59号、第78号、第84号、第85号の2、第86号、第87号、第88号、第91号及び第94号
- 3 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立  
(9月以降の米軍関係の事件・事故について)
- 4 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立  
(米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底を求める意見書及び同抗議決議)  
(追加議題)
- 5 閉会中継続審査(調査)について

## 出席委員

委員長	新垣清涼	君
副委員長	又吉清義	君
委員	仲田弘毅	君
委員	具志孝助	君
委員	仲宗根悟	君
委員	新里米吉	君
委員	玉城義和	君
委員	吉田勝廣	君
委員	嘉陽宗儀	君
委員	呉屋宏	君
委員	比嘉京子	さん
委員	具志堅徹	君

委員外議員 なし

## 欠席委員

なし

## 説明のため出席した者の職・氏名

知事	公室	長	又吉進	君
企画部	参事		下地正之	君
環境部	環境企画	統括監	大浜浩志	君
環境政策課	基地環境特別対策室	長	仲宗根一哉	君
環境保全課	長		比嘉榮三郎	君
保健医療部	保健衛生	統括監	国吉秀樹	君
農林水産部	農漁村基盤	統括監	増村光広	君
土木建築部	土木整備	統括監	末吉幸満	君

土木建築部海岸防災課副参事 松田了君  
警察本部刑事部長 大城盛重君  
警察本部交通部長 當山達也君

---

○新垣清涼委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

議員提出議案については、委員会で調整され、委員全員の発議による場合、または、各派代表者会等で全会一致の決定により発議される場合を除き、本日の正午までに提出する必要があります。

よって、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る県民の民意を尊重し、辺野古新基地建設断念を求める意見書及び同決議を議題に追加することについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

意見の一致を見たときは、日程を変更して、本件を議題に追加し、直ちに諮ることといたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議題の追加について協議を行い、議題に追加することで意見の一致を見た。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

県民の民意を尊重し、辺野古新基地建設断念を求める意見書及び同決議を議員提出議案として提出することについては、休憩中に御協議いたしましたとおり、日程を変更して、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

県民の民意を尊重し、辺野古新基地建設断念を求める意見書及び同決議を議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書等の提出について協議したが、自民党から、自民党は普天間飛行場の辺野古移設に賛成の立場であることから当該意見書等には賛同できない旨の発言があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

県民の民意を尊重し、辺野古新基地建設断念を求める意見書及び同決議を議員提出議案として提出することについては、休憩中に御協議いただきましたが、意見の一致を見ることはできませんでした。

休憩いたします。

(休憩中に、「県民の民意を尊重し、辺野古新基地建設断念を求める意見書」及び「同決議」を賛同する議員による議員提出議案として提出する手続をとった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

陳情平成24年第128号外46件、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る9月以降の米軍関係の事件・事故について及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、環境部環境企画統括監、保健医療部保健衛生統括監、農林水産部農漁村基盤統括監、土木建築部土木整備統括監、警察本部刑事部長及び警察本部交通部長の出席を求めています。

まず初めに、陳情平成24年第128号外46件の審査を行います。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 ただいま議題となっております、知事公室所管に係る請願及び陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

処理概要について御説明申し上げます前に、委員の皆様にご理解をいただきたいことがございます。

今12月定例会は、12月10日に知事が就任した直後の開会でありました。

陳情の処理概要については、知事の公約に沿った基地政策に関する方針を十分に確認し、必要があれば変更を行うべきところですが、知事が就任して間も

ないため、全ての方針を整理するいとまがありませんでした。

そのため、今議会においては、新規陳情も含め、おおむね従来の処理概要に沿って説明させていただくこととなります。

処理概要の見直しについては、平成27年2月定例会までに知事の公約に基づき考え方を整理し、改めて御説明させていただきたいと考えております。

委員の皆様のお理解をお願い申し上げます。

それでは御説明申し上げます。

知事公室所管の請願は0件、陳情は、継続が44件、新規が3件、合計47件となっております。

まず、継続審査となっております陳情44件につきまして、経過に伴う状況について追加し、下線に表示しておりますが、基本的な処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

説明資料の98ページをお開きください。

陳情第88号AV8Bハリアー攻撃機の緊急着陸時出火事故に対する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

陳情項目1から4までにつきまして、9月4日に発生したハリアー機の着陸後の火災を受けて、県は、米軍及び沖縄防衛局に対して、具体的な事故原因について説明を求めるとともに、実効性のある再発防止策と今後の安全管理の徹底を強く求めました。

同じく9月4日に発生したF15戦闘機の滑走路上で停止について、米軍から沖縄防衛局を経由して、当該航空機は、離陸前に着陸装置に問題が発生したが、地域住民への危険性はなかったとの連絡がありました。

県としては、航空機に関連する事故は、一步間違えば人命、財産にかかわる重大な事故につながりかねず、あってはならないものと考えております。

また、嘉手納飛行場をめぐっては、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されており、一時的な軽減が見られるものの、外来機のたび重なる飛来があるなど、目に見える形での負担軽減が十分あらわれているとは言えないと考えております。

今後とも、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会一軍転協などと連携を図りながら、航空機のさらなる安全確保及び航空機騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、米軍及び日米両政府に対し、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、説明資料の100ページをお開きください。

陳情第91号F15イーグル戦闘機のパネル落下事故に関する陳情につきまし

て、処理概要を御説明いたします。

陳情項目1から3までにつきまして、10月2日に発生したF15戦闘機の部品落下事故を受けて、県は、米軍及び沖縄防衛局に対して、部品落下場所など具体的な事故内容及び事故原因について説明を求めるとともに、実効性のある再発防止策と今後の安全管理の徹底を強く求めました。

米軍からは、沖縄防衛局を経由して、全機の点検が完了し、原因は人的ミスと確認され、その後、全てのF15戦闘機整備員は適切な飛行前点検及び整備手順に係る再教育を受けたとの連絡がありました。

県としては、航空機に関連する事故は、一步間違えば人命、財産にかかわる重大な事故につながりかねず、あってはならないものと考えております。

今後とも、軍転協などと連携を図りながら、航空機のさらなる安全確保について、米軍及び日米両政府に対し、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、説明資料の102ページをお開きください。

陳情第94号F15イーグル戦闘機の部品落下事故に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

陳情項目1から4までにつきまして、10月14日に発生したF15戦闘機の部品落下事故を受けて、県は、米軍及び沖縄防衛局に対して、具体的な事故原因及び部品落下場所について説明を求めるとともに、実効性のある再発防止策と今後の安全管理の徹底を強く求めました。

米軍からは、沖縄防衛局を経由して、事故は人的ミスにより引き起こされたものであったこと、整備要員に対しては整備及び飛行前点検の適切な手順について再訓練がなされたこと、全機のF15機が類似の状況を再発しないことを保証するための点検を受けたこと等の連絡がありました。

県としては、航空機に関連する事故は、一步間違えば人命、財産にかかわる重大な事故につながりかねず、あってはならないものと考えております。

今後とも、軍転協などと連携を図りながら、航空機のさらなる安全確保について、米軍及び日米両政府に対し、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

以上、知事公室の所管に係る陳情3件につきまして処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、環境部環境企画統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

大浜浩志環境企画統括監。

○大浜浩志環境企画統括監 環境部関連の陳情につきまして御説明いたします。

環境部所管の陳情は、継続19件となっております。

継続審査となっております陳情19件につきまして、経過に伴う状況について追加し、下線に表示しておりますが、基本的な処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○新垣清涼委員長 環境部環境企画統括監の説明は終わりました。

次に、保健医療部保健衛生統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

国吉秀樹保健衛生統括監。

○国吉秀樹保健衛生統括監 保健医療部関連の陳情は、継続の陳情平成24年第129号の2及び陳情平成25年第25号の2の2件となっており、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○新垣清涼委員長 保健医療部保健衛生統括監の説明は終わりました。

次に、土木建築部土木整備統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

末吉幸満土木整備統括監。

○末吉幸満土木整備統括監 土木建築部所管の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

土木建築部関連の陳情は、継続14件となっております。

継続の陳情3件につきましては、処理概要に追加修正がありましたので、変更のあったところを御説明申し上げます。

資料の51ページをごらんください。

陳情平成25年第78号普天間飛行場代替施設建設に係る公有水面埋立承認申請手続に関する陳情、記の4の処理概要について御説明申し上げます。

「利害関係者の意見の集約・整理、公開については、今後検討したいと考えております。」から「利害関係者の意見については、沖縄県情報公開条例の規定に基づき、開示しております。」に変更しております。

資料の74ページをごらんください。

陳情第13号普天間飛行場代替施設（辺野古新基地）建設のための公有水面埋立承認の撤回を知事に求める決議に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

「取り消すことは考えておりません。」から「今後、承認の取消、撤回も視野に入れながら、承認の経緯等を検証していくこととなっております。」に変更しております。

資料の94ページをごらんください。

陳情第86号名護市辺野古の設計概要変更承認申請書を不承認とする決議を求める陳情の処理概要について御説明申し上げます。

記の1、「これらの変更は公有水面埋立法第42条第3項により準用する同法第13条ノ2に規定される設計の概要の変更にあたることから、変更承認申請が必要ですが、告示・縦覧、地元市町村長意見の聴取、及び利害関係者の意見聴取等の手続を行うことにはなっておりません。」から「設計概要変更承認申請書及びその補正書については、平成26年12月下旬に、審査が継続している④土砂運搬方法の変更に関する記載部分を除き公表する予定です。」に変更しております。

記の2及び3、「また、設計の概要の変更に係る標準処理期間は44日と定めていることから、この定めを踏まえつつ関係法令に基づき審査等を行ってまいりたいと考えております。」から「これらのうち、③美謝川切替ルートの変更については、平成26年11月27日に沖縄防衛局から取り下げるとの文書が提出されました。残る3項目について、公有水面埋立法等関係法令に則り、慎重に審査を行った結果、①工事中仮設道路の追加及び②中仕切護岸の追加については、現段階で取り得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、承認基準に適合していると判断し、承認したところです。また、④埋立土砂運搬方法の一部変更については、引き続き関係法令に基づき審査を行っているところであります。」に変更しております。

以上、土木建築部の所管に係る陳情につきまして処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願ひいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部土木整備統括監の説明は終わりました。

次に、農林水産部農漁村基盤統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

増村光広農漁村基盤統括監。

○増村光広農漁村基盤統括監 農林水産部所管に係る陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

農林水産部所管に係る陳情は、継続10件となっております。

このうち、資料の50ページ、陳情平成25年第78号、記の4、資料の73ページ、陳情第13号及び資料の94ページ、陳情第86号の3件につきましては、処理概要に追加修正がございますが、先ほど土木整備統括監が説明しました処理方針と同じ内容でございますので、説明は省略させていただきます。

以上、農林水産部の所管に係る陳情につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願ひいたします。

○新垣清涼委員長 農林水産部農漁村基盤統括監の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

具志孝助委員。

○具志孝助委員 ただいまの説明の中で修正がありました94ページ、陳情第86号について土木整備統括監へお尋ねいたします。工事変更手続の申請は任期満了が迫っている知事に対して、この事項についてはできるだけ後任者へ任すべきであるというような陳情内容であります。このことについてはいろいろと世間にも騒がれたわけですが、知事から特にこの申請について特別な指示、例えば、手続を早急に進めるべきであるといったような政治的な特別な指示等があったのか、あるいはなかったのか。この辺のところはいかがですか。

○末吉幸満土木整備統括監 今回の変更申請書というものは、まず9月3日に沖縄防衛局から変更申請書が提出されました。そして、私どもの申請書の補正を求める文書を沖縄防衛局へ送付させていただきまして、9月18日に沖縄防衛局が補正文書を提出しました。その後、我々は何回か質疑応答をしております、その質疑応答の内容につきましては逐次土木建築部長から知事へ選挙期間中も報告を差し上げておりました。そういった中で、前知事が急ぎなさいとかが在任中に判断したいということは一切ございませんでした。私どもは淡々と審査の状況を説明させていただきまして、まず先ほど承認させていただきまして2件の案件については12月4日ごろほぼ審査が終わりましてということをお報告申し上げましたら、12月5日に細かいことを聞きたいということで土木建築部長が説明へ行かれまして、その時点で承認ということに至ったわけでございます、特に急ぎなさいという指示は一切ございませんでした。

○具志孝助委員 実は、辺野古の埋立承認問題は今回の去る選挙の大きな争点の一つとなったわけです。県民の間から我がほうに対しても承認問題は選挙に与える影響が大きいので、できるだけこれをやるべきではないと。知事は後任に任すべきだというような意見もたくさんありました。一方においては、知事は自分で手がけた仕事だけにできるだけ任期中に速やかにやるべきだといった全く違う意見も多くありました。しかし、我々としては、これは行政手続上の問題でありますので、政治的な圧力はかけるべきではないといった判断で一切そういうことにはさわらず、粛々と事務的にやる行政手続を純粹に進めるべきだと判断して一切我々はそのことに関して関与しませんでした。そういうことであつたわけですが、いまだにその問題が影響した、影響しなかったということではありますが、今、土木整備統括監からの説明がありました。ほか、これにかかわる農林水産部はどうでしたか。このことについて知事から何らかの指示がありましたか。

○増村光広農漁村基盤統括監 農林水産部に対しての指示は何もございませんでした。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。  
嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 39ページ、陳情平成25年第70号。公有水面埋立承認の問題で

陳情平成25年第70号があるのですが、私がずっとこれまで指摘してきたことは、知事が現段階でとり得ると考えられる環境保全措置が講じられておりという判断をするに至った、これは土木建築部を中心に作業を進めていったと思いますが、現在でも現段階でとり得ると考えられる環境保全措置は講じられていると考えていますか。

○末吉幸満土木整備統括監 私どもはそのように理解しております。

○嘉陽宗儀委員 皆さん方が埋立承認書を出していますね。これは土木建築部が責任を持って出したのですよね。

○末吉幸満土木整備統括監 起案をさせていただいたのは土木建築部でございますが、最終承認に至ったのは知事の判断でございます。

○嘉陽宗儀委員 多くは聞きませんが、ここで公有水面埋立法の第1項において環境保全策について述べられているのですが、具体的な環境保全措置として皆さん方はマニュアルを作成して提示して守ってもらって環境を保全していただくとおっしゃっていますが、今まででマニュアルを作成して提示したという報告はありますか。

○末吉幸満土木整備統括監 マニュアル等をつくったという御報告はまだいただいております。

○嘉陽宗儀委員 要するに、とり得るべき最善の環境保全策をとったと言うことは、少なくとも何か対策を行ってその上でそのことについて言うのはわかりますが、何もやらないままとり得ると考えられる環境保全措置は講じられていると言うことは、ここに対して虚偽の答弁となりませんか。

○末吉幸満土木整備統括監 個別、個別のことについて一つ一つどういった対策を行うかということは当然申請書の中に入っております。それを私どもの承認の中にも参考資料として添付させていただいておりますが、現在の知見の中でわかり得ないこと、あるいは工事しながらではないとできないものについては改めて環境影響の調査、あるいは事後調査等を行っていくということでした。マニュアルというものは、工事中、工事後の供用の中で米軍に守っていただくようなこともございますので、そういったものを作成していくということで理

解しております、一つ一つ何も環境保全対策をやっていないということではないと理解しております。

○嘉陽宗儀委員 ここに列挙すればたくさんありますので全部逐次指摘はしませんが、問題はとり得るべき最大の措置をとったということであれば、例えば土砂を放り込んで辺野古の海が汚されるという場合に環境保全措置は当然とらないといけませんよね。具体的にそのことについてどういった対策をとったのかということが知らないのです、そのことについてはきちんと説明してください。

○松田了海岸防災課副参事 例えば、埋立土砂の投入に当たっては、まず外周を閉鎖した状態で行う、投入に当たって必要な箇所には汚濁防止膜を設置する、あるいは実際の投入時に水質の濁度等を測定しまして影響が出ている場合には保全対策を追加するといったような保全措置が記載されております。

○嘉陽宗儀委員 これは記載されているかどうかを聞いているのではなくて、540万台の物を投げ込んで汚濁防止膜で対応できますかと聞いたなら、汚濁防止膜は暖かいとすぐに目詰まりをしてオーバフローすると。これについては埋立事業でほとんど失敗しています。それを万全な策とおっしゃるので、これはやり方がおかしいですよということを言っているのです。それから、今はボーリング調査が行われていますが、ボーリング調査を現在やっている地域にはサンゴ礁があるのではないですか。

○末吉幸満土木整備統括監 全部かどうかはわかりませんが、一部サンゴ礁があるところがございます。

○嘉陽宗儀委員 ですから、向こうは自然環境保護団体が写真撮影をしているものを見てもかなりサンゴ礁があります。そして、皆さん方は環境保全策をとったということであれば一ボーリング調査をした地域にサンゴがあるということは今土木整備統括監が認めましたが、そのサンゴの保全策はどのように取りましたか。

○末吉幸満土木整備統括監 埋立承認申請書の中では、サンゴの移植等も検討するという事は書かれております。

○嘉陽宗儀委員 環境保全策をとったということが知事の埋立承認にかかわる

ときの態度表明ですので、何もやらないで空手形で万全の措置をとったということはおかしいとずっと言ってきました。そして、今も聞いたら一部サンゴ礁があるところでボーリング調査をしていると一移植するなどいろいろあったにしてもまだやっていないにもかかわらず工事を強行したということですよ。今、翁長知事が精査すると言っているのです、まずはこれに任せようと思うのですが、少なくともこういう重大な問題を議論するときに地元当局側が科学的な思考方法でどこから追及されてもきちんと答弁できるようなものではないにもかかわらず、とにかく環境部との意見が違ふ、土木建築部との意見が違ふ、一晩で環境保全策は不可能だと言ったのが可能となったという奇々怪々な事態がありますので、私は執念を持ってずっとこのことについて調べております。ですから、これについて改めて皆さん方が出した埋立承認書を実態はどうなっているのか、本当にやっているのかどうかについて再検討してみてください。

○末吉幸満土木整備統括監 確認させていただきます。

○嘉陽宗儀委員 埋立承認はこのぐらにして、次にF15の問題で陳情第91号では老朽化という言葉が使われています。このことについて質疑いたします。少なくともF15はつくられてから40年ぐらいになります。老朽化しているということで嘉手納空軍司令官と話をしても一米軍自身も老朽化については否定はしないですよ。なぜ故障が頻繁に起こるのかということについて改めて老朽化の観点で皆さん方自身が米軍に聞いて確かめてみたらどうですか。

○又吉進知事公室長 私どもが持っているデータとしましては、現在嘉手納で運用されているF15は1985会計年度で調達されたものであると。四、五年前に1978会計年度の調達分から1985年度に変わっています。ただ、米軍が嘉手納で運用している航空機の最も古いものは恐らくKC135だと思います。現在60年代に製造されたものが飛んでおります。したがって、それを精査しますと、今委員がおっしゃったように、非常に不安があるということは事実でございます。ただ、これは米軍も自国の兵士をみすみす危険な航空機に乗せるということはなかなか考えにくいわけでございます、そういう観点からも委員がおっしゃるように、一つ米軍と議論することは必要であろうかと考えております。

○嘉陽宗儀委員 それも今後皆さん方は新しい知事のもとで体制を立て直して、立場としてももう少しきちんとしていくはずですので、期待して終わります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。  
具志堅徹委員。

○具志堅徹委員 初めまして。具志堅徹と言います。過去の経過はよく知りませんが、これまで基地をつくるという中で皆さんはトップの指示に従ってやってきました。今回、知事がかわって自分のやってきたことを検証する立場に立つと思います。そういうことで非常に心苦しい立場に置かれている皆さんの気持ちはわかりますが、私は名護選出の議員として一言各部長の皆さんからの今後の思いを聞かせてもらったらいいのかなと思います。自分のやってきた仕事が、私から一言で言えば、公有水面埋立法に基づかないで自分勝手な沖縄防衛局の思いをそのまま押しつけられて仕事をしたのではないかということで皆さんも可哀想だと思います。委員長から重複した質疑はしないでくださいと言われてはいるのですが、そういうことも含めて一つ一つみんな聞きたい気持ちはいっぱいです。ですから、自分たちがやってきた仕事をこれから検証することについて、新たな知事の誕生のもとでどういう気持ちなのか、一人一人聞かせていただければいいと思います。きつい質疑かもしれませんが、委員長そういうことで申しわけありません。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、知事公室長から、当該質疑については一般行政職としては答弁しかねるとの説明があり、具志堅委員は了承した。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。  
新里米吉委員。

○新里米吉委員 95ページ、陳情第86号ですが、美謝川の切りかえルートの変更について沖縄防衛局から申請書が出されて県から質問をしたり、再質問をしたりということがあったと思いますが、大まかにどういう問題点があったと思っていますか。皆さんは問題があると考えて質問をしたわけですよね。

○松田了海岸防災課副参事 環境部からの意見にもございましたけれども、美謝川の切りかえルートの変更にあたって、9月3日に出された案では既存の美謝川を500メートル残すという案になっておりますが、そのかわり基地内については約1000メートルのトンネル構造になってしまうという点。それから、直

線的な河川構造となっておりまして、一部直角に曲がるといった構造がございます。この2点について環境保全にどのように配慮していくのか、影響がないのかと、この2点が環境部からも懸念があるといった意見がございまして、我々もそういう対策をどのようにやっていくのかということについて沖縄防衛局に対して何回か質問したという経緯がございます。

○新里米吉委員 その結果、取り下げたわけですが、取り下げたからもう一度出してくるということもあり得るのですか。もうなしと考えるべきですか。

○末吉幸満土木整備統括監 これについては事業者が判断することでございますので、私どもが予測はやっておりません。ただ、最後の質問の回答の中に今後の変更もあり得るということを書かれておりましたので、もしかしたら変更の可能性もあると思っております。

○新里米吉委員 土砂の運搬方法も問題ありという指摘をしたかと思いますが、主にどういったことで質問をされたのですか。

○松田了海岸防災課副参事 土砂の運搬方法について、変更前の承認した案につきましては、辺野古ダムを横断する形でベルトコンベア、要するにダムの上をベルトコンベアで運ぶという案になっておりました。その理由が国道329号を通る車両の渋滞等に影響をなるべく及ぼさないためだという理由となっておりますが、今回の変更では美謝川の切りかえの変更にあたって、既存の美謝川を残す方向で申請をしたと。そのため、美謝川の上流の辺野古ダム周辺での工事を極力減らして赤土等の影響を低減する必要があるという前提で埋立土砂の搬入方法をベルトコンベアからダンプトラックでの移送に変えたりといったような内容でしたので、今回11月27日に美謝川の切りかえルートについては変更を取り下げるということになっております。そして、今はこの点についての取り扱いをどう判断すべきかということで検討を進めているといった状況でございます。

○新里米吉委員 知事が埋立承認をしたときの最終的な沖縄防衛局の事業者側は、これはベルトコンベアでなければいけないと、ダンプトラックで運ぶことはしないという文書があったと記憶しているのですが、それと全く逆の方向に来たので、前にも質疑をしたときに、皆さんもこれに整合性があるかどうかという判断をせざるを得ないということからしますと、整合性が県からすると

いという判断をせざるを得なかったと見ていいのですか。

○末吉幸満土木整備統括監 委員がおっしゃるとおり、整合性あるかどうかということについて現在審査を行っている段階でございます、その審査の途中ということで御理解いただきたいと思えます。

○新里米吉委員 途中ですが、3度ぐらい質問していますよね。それはやはりそこら辺の整合性との関係で疑念があるので質問をやり直ししたりしているのではないかと思うのですが、どうですか。

○末吉幸満土木整備統括監 そのとおりでございます。

○新里米吉委員 それから、F15イーグル戦闘機が10月2日に落下事故を起こして、14日にも落下事故を起こしたということで2週間の間に2回も落下事故があったということですが、事故原因は何かといいますと、全部人為的ミスとなっていますよね。理由が同じような内容を書いています。これはどう思いますか。

○又吉進知事公室長 率直に言わせて不満でございます。人為的ミスというだけで、どのような人為的ミスがあったのか、どのような人物がどういう経緯でこういう事態に至らしめたのかということは改めて聞いておりますが回答はないということで、これは非常に残念であります。

○新里米吉委員 整備員を指導しないといけないと、2回とも同じようなこと書いてあります。これは同じことを書いて、また同じことを起こして、また同じ内容になるということが、我々県民の側からしますとどうも同じ内容のものを事故報告してそれで済まそうとしているのではないかと思って非常に米軍側の対応の仕方に対して私も不満を持っております。似たような事故が立て続けに起きて、似たような理由を言っています、再教育しますと。また同じように次も再教育しますというようなことでは非常に問題があると思って、その指摘だけをして終わります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。  
玉城義和委員。

○玉城義和委員 先ほどのことと少し絡むのですが、知事は本会議でも精査について申し上げていますし、知事の方針が変わったことによって土木建築部としては対応について変化がありますか。

○末吉幸満土木整備統括監 まだ知事から具体的に指示というものはございません。私どもの埋立免許の申請や承認の過程というものはレクチャーしましたが、具体的にどうしなさいといった指示はございませんので、これからのことになるかと思います。

○玉城義和委員 本会議でも、変更承認申請についてはきちんと対応するという表明がありましたよね。それは聞いていますか。それを受けて事務局の対応で変化があるかということ聞いています。

○末吉幸満土木整備統括監 私どもはあくまでも公有水面埋立法に基づいて淡々と審査しているわけでございまして、その審査状況というものを知事に詳細に説明するということとなります。

○玉城義和委員 美謝川の切りかえについては取り下げたということですが、よほどきちんと考えて申請をされていると一般的には思うのです。取り下げた理由と申しますか、申請しておきながらなぜ取り下げたのか、その辺は県としてはどのような見解ですか。

○末吉幸満土木整備統括監 取り下げた理由については今度の変更申請書にも記載されておりませんし、具体的な話は聞かされておりません。ただ、沖縄防衛局が報道関係者に公表した資料によりますと、主な理由として水路美謝川切りかえルートの変更については沖縄県から環境保全の観点で懸念が示されていることから、環境保全をより具体的かつ確実なものとするため引き続き資料の収集や有識者からの助言を受けつつ、さらなる検討を行うことになりましたというようなことが報道関係者に示されておりました。

○玉城義和委員 要するに、申請そのものが不十分だったということですよ。

○末吉幸満土木整備統括監 それについては回答を控えさせていただきたいと思えます。

○玉城義和委員 埋立土砂運搬方法の一部変更ということですが、これは他のものと比べて時間がかかっていますよね。どこに原因がありますか。

○松田了海岸防災課副参事 11月27日に美謝川の切りかえルートの変更が取り下げになったこと、さらに一部変更承認申請書の記載が変わったということもございまして、その明示等を行うような指示も行いました。そういったこともありまして、まず申請書の2度目の補正となりますが、そういう作業に時間がかかったということと、それから先ほど少し御説明申し上げた点と重複しますが、主たる埋立土砂の運搬方法の一部変更の背景となっております理由に美謝川の切りかえルートの変更というところがあり、それを取り下げたことによって今回の運搬方法の一部変更についてどのように取り扱うのかということについて現在検討を進めているという状況でございます。

○玉城義和委員 そうしますと、美謝川の切りかえルートの変更が取り下げられることによって、先ほど新里委員からも質疑がありましたが、これとの関連性で一部変更についてはどういう作業がこれから出てきますか。

○松田了海岸防災課副参事 今、担当のセクションで取り扱いについては審査事項の中にございますので、その審査事項をどのように判断するのかということについて今現在作業しているという状況でございます。

○玉城義和委員 もう少し詳しくお願いします。どういう項目が検討されていて、何がひっかかっているのか、課題は何なのかと。

○松田了海岸防災課副参事 変更承認申請の審査事項につきましては、変更の事由にやむを得ない事情があるかといった点、あるいは法第4条第1項、第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、それから法第4条第2項という審査基準がございます。今は、まず変更の理由にやむを得ない事情があるかどうかという点、それから法第4条第1項第2号の埋め立てが環境保全及び災害防止につき十分配慮せられたるものなることという点について各個別の審査事項を審査して取りまとめているというような状況です。

○玉城義和委員 終わりますけれども、作業日程といいますか、スケジュール的にはどうですか。いつごろまでに結論が出せますか。

○末吉幸満土木整備統括監 先ほど申しあげましたように、翁長新知事に対して私どもは詳細な説明をまだ差し上げておりません。説明を差し上げてから知事の判断を仰がないといけなくなりますので、いつごろということは今はまだ言い切れない状況でございます。

○玉城義和委員 作業の進みぐあいです。どの辺まで進んでいて、あとどのくらいかかるのかという話です。いつ知事に説明するかということの関連でいえば、どれくらいまで作業が進んでいて、いつごろ知事に説明ができるのですか。

○松田了海岸防災課副参事 今、法第4条第1項、第1号、第2号、第3号、主として3つ—特に第2号ですけれども、その作業を鋭意行っている状況でございます。今の作業の方法としては、各担当で審査用の素案をつかってそれを相互にクロスチェックするという作業の方法をやっております。今はそれぞれの担当でチェックをしてつくり上げている状況ですので、それが出次第お互いでその内容についてクロスチェックをしていって最終版の審査表を作成し、課内で課長に報告した後、統括監、部長に上げるというような作業が待っております。これについては現時点担当の作業レベル中ですので、いつまでということについてはめどがまだ少しはっきりしていないということでございます。ただ、当然標準処理期間も超過しているという状況がございますので、各担当でその作業は急いでいるという状況です。

○玉城義和委員 あとどのくらいかかりますか。

○松田了海岸防災課副参事 現時点で、例えば1週間以内であるとか、2週間以内でできますということはまだはっきりしない状況です。ただし、作業としては鋭意急いでいるという状況にございます。きょう委員会が終わりましたから作業の進捗状況をお互いに確認いたしますので、そういった状況を踏まえて作業を急ぐということは心がけていきたいと思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。  
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 79ページ、陳情第21号、沖縄市サッカー場について。処理概要は追加的な調査や危険物の除去を今後実施していくというような内容なのですが、このサッカー場はこんなに時間を要するものなのか。調査、それから危

除物除去に至るまでの間の作業工程といいますか、今はどういう状態なのか御説明いただけますか。

○比嘉榮三郎環境保全課長 現在、サッカー場につきましては去年の10月から全面調査を実施しております、ことしの4月に調査結果が発表されております。それを受けまして現在グラウンドの東側なのですが、そこで鉛直の磁気探査、そして左側なのですが、そこで経層探査を今後実施していくというような計画になっております。現在、グラウンドの東側になりますが磁気異常点がありまして、その掘削作業をしております。66地点の磁気異常点中、現在38地点について掘削作業を進めているといった状況です。

○仲宗根悟委員 この状況はサッカー場のコート内が調査対象地域で、東側という話はサッカー場から隣接している地域も広げて60区間を調査しながら30区間へ絞って、そこにドラム缶が埋まっているであろうと磁気探査で発見されたということですか。そこを掘削して取り出そうということをしているのでしょうか。

○比嘉榮三郎環境保全課長 おっしゃるとおり、今サッカー場全地域につきまして、磁気異常点があった部分66地点について調査を行っている状況でございます。

○仲宗根悟委員 磁気探査の調査をしながら掘削しているということなのですが、今その磁気探査で結構な量の埋設物がまだあると踏みながらの調査スケジュールを組んでいるということですか。

○比嘉榮三郎環境保全課長 今、38地点につきまして5メートルや6メートル地点まで掘削が進んでいるところもありますけれども、現在のところ、ドラム缶についてはまだ発見されておられません。今現在取り出されているのは鉄筋やブロック片などで、まだ66地点のうち38地点ですので、今後また残りについても調査をしていくということになっております。

○仲宗根悟委員 60余りの地点がある中で、今はまだ30余りの地点しかやっておらず、残りの調査を今後していくということですが、その調査に要する日にちといいますか、どのくらいのスケジュールを考えておりますか。

○比嘉榮三郎環境保全課長 計画では今年度末、来年の3月までは調査を実施していくというような計画にはなっていると思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。  
呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 92ページ、陳情第85号の2について。西普天間住宅地区の返還について新しい事実が出ていますよね。そこを少し説明していただけませんか。

○下地正之企画部参事 西普天間住宅地区の跡地利用につきまして、8月15日から文化財の試掘調査を行ったところ、8月19日ごろからドラム缶や異臭が発見されております。それを踏まえて、沖縄防衛局では9月5日にコンサルタント等を専門業者に委託しまして、9月25日から10月1日の間に計18本のドラム缶を発見し、それらの分析調査に入っているということです。これにつきまして、沖縄防衛局が分析調査を行っている間の12月15日に西普天間住宅地区作業部会を行いまして、状況について県や宜野湾市も報告を受けております。また昨日は、西普天間住宅地区の地権者の代表者へも説明をしたと聞いております。その結果を踏まえまして、本日中にも沖縄防衛局で内容を取りまとめて、きょう午後にも公表するというのを聞いております。

○呉屋宏委員 この件は、先ほど仲宗根委員からも話がありましたとおり、沖縄市のサッカー場の問題が出てきて以降、西普天間住宅地区の地権者の中には不安を持つ人たちもいます。沖縄市については合同で調査をした経過もあったと思いますが、今現在の西普天間住宅地区の調査を沖縄市との対比でどういった調査方法で行っているのか、それをお答えいただきたいと思います。

○仲宗根一哉基地環境特別対策室長 今回のドラム缶付着物、それから異臭等の調査に関しましては、一義的に沖縄防衛局で調査を実施しております。沖縄市のサッカー場の場合ですと、クロスチェックといいますか、そういった感じで沖縄市も調査に参加しているわけですが、今回につきまして宜野湾市はそういった調査はしないということです。沖縄防衛局がドラム缶付着物と異臭、土壌の調査を行っております。それから、沖縄県につきましても沖縄市サッカー場の場合は掘削等によって環境に影響を与えるのではないかとということで周辺環境調査を実施したわけですが、沖縄県においては周辺河川が中を通っており、石川原川については年4回定期的に測定しているということと、

地下水チュンナガーという湧き水ですけれども、そこも年1回測定しているということで、その測定結果からしますと、石川原川については7月23日、9月24日、11月20日、それからチュンナガーについては8月6日に分析をしておりますが、この中ではダイオキシン類も含めて異常は認められておりません。そういうことで、沖縄防衛局が実施している調査結果に基づいて対応していこうと考えておりましたところ、先ほどありましたように、沖縄防衛局で12月15日の支障除去作業部会において調査結果が報告されて、県としてもその結果を確認したところでもあります。

**○呉屋宏委員** 沖縄市の場合にはクロスチェックをしている。ところが、宜野湾市はそうではなくて沖縄防衛局だけでやっている。今回この調査について皆さん方は網の目のように磁気探査をやろうという形で西普天間住宅地区の調査を計画しているようなのですが、このときに今現在どれくらいのチェックの中でこれが起こったのかを教えてくださいませんか。何ブロックに分けてある中で今現在やっているのは何ブロックなのかは大体の数字が出ていると思いますが一質疑し直します。準備をされていないようですが、別にいじわるをするつもりはありません。ただ、この調査をもう一度考え直したほうがいいと思います。向こうは傾斜地で随分埋め立てられているところがあります。今の状況でいきますと、来年の3月31日に返還された後に3年ほど危険物の除去期間といえますか、もとに戻す期間が設定されていますが、今の調子でいくと3年では難しいのではないかという感じがします。もっとスピーディーにやらなければいけないということになりますと、沖縄防衛局が調査を実施してその調査結果がきょうの午後に発表されるのでしょうかけれども、その発表をした後にそこにまた何かがあったときに信頼性があるのかどうかということまで今度は非常に住民として不安を感じるころがあります。そしてもう一つは、今現況で撤去されております建物、皆さんの調査結果からしますとあれは全てアスベストが入っている状況となっております。これを除去するときに、どうやって飛散しないような形でアスベストが除去できるのかということもなかなか示されていないような一地主会の皆さんには示されておりますが、市民の皆さんに果たしてこれがしっかりと示されているのかということについて、あの周辺はかなり住民が多いので、そののところも含めてもう一度示し直しの必要があって、これは県がやるべきではないかということを感じております。そのところはどうか。

**○仲宗根一哉基地環境特別対策室長** 今回の文化財発掘調査時に出てきたドラ

ム缶等の調査につきましても、これは支障除去作業部会の中で沖縄防衛局が提案してくる調査内容について、県、宜野湾市の担当からいろいろと意見を言っております。クロスチェックという面からすればそういった調査内容について県や宜野湾市の意見が反映されておりますので、その分は十分に沖縄防衛局の調査の中にも反映されているとは思っております。それから、今回の調査に関してはあくまで文化財発掘時の調査の部分、共同使用されている部分の中での調査ということになります。今後、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法―跡地利用推進法の返還実施計画に基づく調査というものは4月以降にしかできませんので、全体の調査というものはそのときになってしかできないということになります。

○呉屋宏委員 最後になりますが、実は西普天間住宅地区でドラム缶が発見されたときに対処をしている状況を個人的に事細かく報告を受けました。そうしますと、1つドラム缶が出てきて異臭がするといったときに、そこを埋めてまた別のところを掘り出すのです。あの発掘調査ではここをどうするかというところのチェックまでは入りませんでした。直ちにそこからやらなければいけないのにそこを閉めてまた次のところをやる、それが3カ所、4カ所続きました。そういうところが問題なのではないですかということを行っています。1つが出てきたらそれを対処しなければいけないはずなのです。それを閉めて次のところへどんどん行くというやり方は間違っていないですか。ですから、それを沖縄防衛局に全部任せきりでいいのですか。もちろん、文化財の担当職員は調査に立ち会っていますが、文化財の担当者がそこへ立ち会うべきなのか。それとも、基地返還をスムーズにするための職員がそこに立ち会うべきなのか。今おっしゃるように、文化財の担当者が文化財の発掘調査のために掘削をやっているのですよね。要は、そういう調査でいいのかということなのです。そこはしっかりと沖縄市であのような状況が出ているわけなので、それを前提に調査をかけるべきではないかというところが私は見えて不安に感じておりますので、それを皆さんに言っているだけです。要望として聞いていただいて、答弁は要りません。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室等関係の陳情に対する質疑を終結いたします。  
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。  
休憩いたします。

(休憩中に、説明員等入れかえ)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

次に、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る9月以降の米軍関係の事件・事故についてを議題といたします。

ただいまの議題について、警察本部刑事部長の説明を求めます。  
大城盛重刑事部長。

○大城盛重刑事部長 平成26年9月から平成26年11月末までの米軍構成員等による事件の検挙状況について御説明いたします。

同期間における米軍構成員等の刑法犯の検挙は、6件6名、前年同期比マイナス3件、マイナス4名となっております。

罪種別では、傷害事件が3件3名、窃盗事件が2件2名、その他が1件1名となっております。

検挙した被疑者につきましては、那覇地方検察庁に送致しております。  
以上で、御説明を終わります。

○新垣清涼委員長 警察本部刑事部長の説明は終わりました。

次に、警察本部交通部長の説明を求めます。  
當山達也交通部長。

○當山達也交通部長 本年9月以降の米軍構成員等による交通事故の発生状況について御説明いたします。

米軍構成員等による交通事故につきましては、本年9月から11月までの間に37件の人身事故が発生し、前年同期と比べ15件減少しております。

なお、死亡事故の発生はありません。  
以上で、御説明を終わります。

○新垣清涼委員長 警察本部交通部長の説明は終わりました。

これより、9月以降の米軍関係の事件・事故について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、9月以降の米軍関係の事件・事故についての質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等退席)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、12月15日の委員会で持ち帰りとなった米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底を求める意見書及び同抗議決議を議題に追加することについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

意見の一致を見たときは、日程を変更して、本件を議題に追加し、直ちに諮ることといたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議題の追加について協議を行い、議題に追加することで意見の一致を見た。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底を求める意見書及び同抗議決議を議員提出議案として提出することについては、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底を求める意見書及び同抗議決議を議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書の提出等について協議した結果、意見書を提出すること、提案者は本委員会の全委員とし本委員会に所属していない沖縄社会大衆党及び無所属の議員にも呼びかけること、提案理由説明者は委員長とすること、要請方法は郵送とすること及び本意見書の趣旨の変更を伴わない字句の修正等については委員長に一任することについて意見の一致を見た。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

議員提出議案としての米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底を求める意見書及び同抗議決議の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情44件とお手元に配付してあります本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました陳情に対する委員会審査報告書の作成等につきまして、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された陳情等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣清涼